

第 4 回

山口県央部1市4町 合併協議会 会議録

(平成17年2月24日)

山口県央部 1 市 4 町合併協議会

第4回 山口県央部1市4町合併協議会 会議録

○日 時 平成17年2月24日(木曜日) 午後2時00分～午後3時25分

○場 所 J A山口中央 秋穂支所

○議 事

(報告事項)

報告第11号 経過報告(合併協定調印後の経緯及び合併手続き)

報告第12号 平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用報告

報告第13号 行政組織及び機構の取扱いについて(中間報告)

報告第14号 町名・字名の取扱いについて

(協議事項)

協議第50号 平成17年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画(案)

協議第51号 平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算(案)

協議第52号 山口県央部1市4町合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規程(案)

(その他)

○出席者(会長、副会長含む)(44名)

会 長 合 志 栄 一

副 会 長 飯 田 宏 史 岩 城 精 二 藤 生 通 陽 伊 藤 青 波

委 員 渡 辺 純 忠 篠 原 宣 行 緒 方 甫 三 戸 基 文

武 田 寿 生 河 村 秀 夫 三 好 溥 眞 武 永 輝 男

吉 松 米 雄 梶 本 孟 生 重 田 勝 利 山 本 武 義

山 田 好 男 井 上 一 雄 氏 永 東 光 澤 田 正 之

原 田 欣 知 本 永 勝 昭 中 川 啓 三 中 野 勉

岡 部 達 矢 國 安 克 行 塩 見 侃 三 重 田 強 子

石 田 光 一 郎 渡 邊 公 智 松 本 悟 朗 牧 徹

林 國 雄 高 野 義 一 村 田 康 子 江 本 芳 子

藤 田 義 正 千々松 正 直 下 田 與 志 雄 藤 井 喜 與 子

岡 田 実 樫 部 裕 人 棟 久 和 佳

○欠席者(4名)

委 員 岡 村 久 寿 男 山 本 繁 正 山 口 富 美 子 福 江 香 代 子

[午後2時00分 開会]

【重見事務局長】

それでは定刻となりましたので、ただ今から、第4回山口県央部1市4町合併協議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

まず本日の会議につきましての出席でございます。1号委員の阿知須町の岡村助役さん、それから4号委員であります山口市の山本委員さん並びに山口委員さん、それから秋徳町の福江委員さんはご欠席というふうに聞いております。協議会規約によりまして、定数を満たしております。ご報告申し上げます。

それでは最初に、本協議会の会長であります、合志栄一山口市長にご挨拶をお願いいたします。

【合志会長】

こんにちは。本日は秋徳町で第4回の山口県央部1市4町合併協議会を開催することにいたしましたところ、委員の皆様には何かとご多用な中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、今日は秋徳町にお世話になります。どうかよろしく願いいたします。

さて、前回の合併協議会は、昨年11月の25日でございます。すべての合併協定項目におきまして合意が確認されました後、合併調印式がなされたところでありまして、その時の高揚した思い、感激というものは未だ忘れることができないところでございます。

それから3ヶ月経過いたしましたわけでございますけれども、この間1市4町の合併実現に向けての歩みは着実に前進いたしているところでございます。ご案内のようにその後、12月の議会におきまして1市4町それぞれ合併関連議案が議決されまして、そして12月24日には、県に合併申請がなされたところであります。

年が明けまして、徳地町での住民投票というのがありまして、その結果が大変気になっていたところでございますけれども、ご案内のとおり結果になりまして、徳地町の住民の皆様におかれましても、30万中核都市実現に向けての強い思い、そしてまた1市4町の合併への大きな期待というものが明確に示されたものと受け止めているところでございます。

30万中核都市実現に向けての思いというものは1市4町それぞれ共有しているところでございまして、それに向けての第一段階の合併としての1市4町の合併をなんとしても立派に実現していかなければならないという思いを今も強く持っているところでございます。

それからまた、これまでの間におきまして、秋徳町におきましては藤生町長さんが、徳地町におきましては伊藤町長さんがそれぞれ再選されたところでございます。これまでともに苦労をしてきた首長さん方とともにまた、これからも合併実現に向けてともにやっていくことができるということは大変心強くうれしいことだと思っております。

合併実現まであと7ヶ月でございます。皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。それでは、本日もどうかよろしく願いいたします。以上、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

【重見事務局長】

それでは、資料の確認をいたしたいと思えます。まずA4の1枚紙の「会議次第」、それからA4冊子の「会議資料」、それともう一つ資料1といたしましてA3版の「行政組織及び機構図(案)」の中間報告がございます。お手元に不備がございましたら、事務局まで申し出てくださいと思えます。

それでは、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となると定められておりますので、会長のほうで議事進行、よろしく願いいたします。

【合志議長】

それでは、規約によりまして、議長として会議の進行をさせていただきます。つきましては、お願いでございますが、議事録の作成上、発言される前には挙手をされまして、所属市町とお名前を最初に述べていただきますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、会議録署名委員を2名とし、会長が指名することとなっております。本協議会の署名委員とし

て、2号委員さんからお一人、4号委員からお一人とし、順番に指名していくこととなっております、今回は阿知須町の山田好男委員さんと山口市の中野勉委員さんをお願いいたします。

また、本協議会の会議につきましては、原則公開としておるところであります。本日の会議も公開としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、会議次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。会議次第3の「報告事項」に入ります。報告第11号「経過報告（合併協定調印後の経緯及び合併手続き）」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【松永総務課長】

それでは、報告第11号の「経過報告」につきまして説明させていただきます。会議資料では、1ページと2ページになります。

これまでの経緯及び合併手続きにつきましては、先ほど会長からご紹介ございましたように、まず廃置分合関係の議案の議決につきましては、12月定例議会で1市4町の議会においてそれぞれ可決されまして、昨年12月24日、山口県知事へ合併の申請を行ったところでございます。また、地方自治法に基づきまして、県知事から総務大臣への事前協議が行われまして、1月11日付け文書におきまして、1市4町の廃置分合（合併）につきましては「異議なし」との回答が送付されたところでございます。

それから、2ページの下の方になりますけれども、今後の合併の手続きといたしましては、3月の中下旬に県議会の議決、それから県知事合併決定、4月の中下旬にかけまして総務大臣の告示によりまして、法的効力が生じまして、一連の合併手続きが終了することとなります。

なお、この資料には記載しておりませんが、現在10月1日の合併に向けまして、各種事務事業の詳細調整を進めるため、昨年12月、合併協議会事務局と兼務という形ではございますけれども、合併準備室を設置して、合併協議会で確認されました方針等に沿って具体的な事務事業等の取扱いにつきまして、各調整部会、分科会等におきまして、調整作業に取り組んでおりますことにつきましても、併せて報告させていただきます。以上でございます。

【合志議長】

ただ今、説明がありました、報告第11号「経過報告（合併協定調印後の経緯及び合併手続き）」について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

(質疑なし)

【合志議長】

それでは、続きまして、報告第12号「平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用報告」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【松永総務課長】

それでは、報告第12号の「平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用報告」について説明させていただきます。会議資料は、3ページと4ページになります。

山口県央部1市4町合併協議会財務規程第5条におきまして、「歳出予算の流用をするときは直近の協議会の会議に報告しなくてはならない。」となっておりますので、報告申し上げます。まず、総務費、総務管理費、会議運営費におきます報酬費、旅費及び役務費につきましては、協議第52号でご提案しております新市特別職報酬等審議会の設置に伴いまして増額するものでございます。

事務局運営費、賃金につきましては、事務局の臨時職員の賃金を負担金へ計上しておりましたけれど

も、雇用形態の変更に伴いまして、負担金から賃金へ変更して支出する必要が生じたものでございます。

旅費につきましては、電算統合業務、それから組織機構に関しましての先進地視察等、需用費につきましては、協議会の資料作成などの用紙代、使用料につきましては、コピーの使用料が予定を大幅に上回ったことなどの理由によりまして、必要な経費を事業費、事業推進費の委託料から流用するものでございます。以上でございます。

【合志議長】

ただ今、説明のありました、報告第12号「平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用報告」について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

(質疑なし)

【合志議長】

それでは続きまして、報告第13号「行政組織及び機構の取扱い」の中間報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

それでは、新市の行政組織及び機構の構築に関する中間報告をさせていただきます。資料につきましては、会議資料の5ページから11ページ、それと別冊の資料1でございます。まず会議資料の6ページのほうをお開きください。

ご承知のとおり、行政組織及び機構の取扱いにつきましては、昨年9月11日、第1回の協議会におきまして、ここに掲げる内容で確認されたところでございます。この確認事項に則り、1市4町の総務、企画担当の事務担当者で構成します組織機構検討会議、幹事会及び助役・首長会議において、本件について協議を重ね、本日、中間のとりまとめとして、お手元に用意しております組織機構図を提示する運びになったところでございます。

では、新市の組織機構に関する概略をご説明させていただきます。先ほども申し上げましたように、法定協議会での確認事項に沿って組織機構を構築しております。引き続き、会議資料の6ページのほうをご覧ください。組織機構の取扱いにあたりましては、「住民サービスが低下しないよう十分配慮し、利用しやすい組織・機構」、「住民の声を適正に反映することができる組織・機構」、「指揮命令系統及び責任の所在が明確で、効率的な組織・機構」、「新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構」、「地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構」以上5つの総括方針が協議会で確認されたところでございます。この方針に従いまして、1市4町すべての現役所を総合支所とし、総合支所内に本庁各部局機能に対応した課及び分室を設け、また現在の支所、出張所を存続させることにより、新市への円滑な移行を図ることとしております。

それでは、資料1の2枚目のほうをご覧ください。まず、市長部局についてでございます。この特徴は、人事、財政、企画また総合調整など本庁に集約できる所管課と所管地域の事務を所掌する総合支所に大別しておるところでございます。本庁につきましては、7部制とし、職員課、情報管理課、企画経営課、財政課などの課を本庁へ集約配置するとともに、総合支所や部内の課等、及び市議会との総合調整を図るために、各部に監理室を配置しております。

次に、本庁に集約できる事務以外のもの、例えば、税務、福祉、保健、また地域的な産業、土木業務などのように、直接住民にサービスを提供する事務と、これらの事務を市全体の政策、施策として総合的な調整及び管理を掌る事務の双方を兼ね備えた所管につきましては、その機能を実効的、効率的に発揮させるため、実務にのった環境づくりが必要であること、また、併せまして合併協議会において確認されておりますとおり、新市発足時は、新市の事務所の位置を山口市役所に置くことを考慮しますと、当面山口総合支所において、これを兼務し、処理する体制としております。なお、山口総合支所の網掛け部分が該当となる課でございます。

次に総合支所でございます。新県都のまちづくり計画では、本事務所を住民自治の振興、所管地域の

保健福祉、土木、産業の施策推進などの住民生活に密着した事務事業の遂行、さらには新市建設計画に掲げる地域ごとの事業についての進捗管理、まちづくり審議会の運営など地域自治の中核として位置付けられております。このことを踏まえまして、小郡、秋穂、阿知須、徳地の各総合支所に地域のコミュニティ及び振興事業の総括などを所掌します地域振興課を設置することとしております。ただし、山口地域のまちづくり審議会の運営に関する庶務については、本庁の企画経営課において対応することとしております。また、各総合支所の業務量に市町間で相違がございますが、新市の一体性を図ることから、総合支所間の課等の名称はできるだけ統一し、所管課での事務分掌についても、本庁の部の事務系列を考慮し、配置することとしております。なお、山口総合支所につきましては、現行エリアでの事務が所掌となることから、相当量の事務が想定され、また本庁の機能を兼ねるため、所管課を詳細に区分することとなっております。

会議資料の10ページをお開きください。この10ページの終わりの部分でございますが、総合支所の権限につきましては、ここに掲げていますように、(1) 総合支所業務の統括管理、(2) 総合支所職員の人事管理、(3) 所管財産の維持管理及び使用許可等、(4) 所管区域に係る危機管理、災害対策等の非常体制の決定、(5) 所管区域に係る地域振興の予算の執行計画及び執行、(6) 総合支所に属する委員会の委員の推薦、(7) (仮称) まちづくり審議会の運営、(8) 市民生活関連の業務処理、(9) 地域の特性ある産業・事業・イベント等の育成振興。以上のような権限を付与しまして、各地域における行政サービスの提供を組織図の所管課で担任することとしておるところでございます。

次に福祉事務所でございます。引き続きA3の2枚目のほうをご覧ください。福祉事務所につきましては、社会福祉法第14条から17条の規定によりまして、この資料の組織図のとおり、山口総合支所の社会課、高齢障害課、児童家庭課に本庁機能を持たせるとともに、小郡、秋穂、阿知須、徳地の各総合支所に分室を設け、事務を所掌することとしております。

また、出納業務につきましては、本庁に出納室を設け、小郡、秋穂、阿知須、徳地の各総合支所に分室を設置し、税などの公金の出納業務を行うこととしております。

次に資料1の3枚目をご覧ください。水道局につきましては、水道利用者に対する現行サービスの水準を維持することを目的に組織を編成しております。まず、現行の山口市水道局庁舎を本庁舎とし、人事、財政、企画、総合調整等を掌る総務課、入札検査を掌る監理室を置くとともに現行山口・小郡地域広域水道企業団を浄水課としております。またサービス部門として、本庁舎に北部事業所、小郡総合支所に南部事業所を設け、料金業務や給水業務、施設の維持管理、並びに水道施設の拡張・改良業務を行うとともに、秋穂総合支所、阿知須総合支所にそれぞれ秋穂地区、阿知須地区営業所の設置をし、同地区の料金収納業務等を取り扱うこととしております。

次に消防でございます。現在山口市、小郡町におきましては、阿東町を含め山口地域消防組合として一部事務組合により業務を行っておりますが、合併に伴い、この組合を解散し、阿東町につきましては事務の受委託ということで法定協議会においても確認されたところでございます。消防本部の組織でございますが、総務課、警防課、指令課、予防課を設置し、また中央消防署、南消防署、北消防署の三つの署を設け、市民の生活、財産の保護に当たるものとしております。また、秋穂町及び徳地町におきましては、当分の間防府市への事務委託、阿知須町におきましては、宇部市への事務委託により消防業務を執り行うことで法定協議会において確認されたところでございます。

次に市議会につきましては、本庁に議会事務局を設置し、議会関連の総務事務や議事調整等の事務を所掌することとなっております。

次に行政委員会でございます。まず、教育委員会でございますが、ご承知のとおり教育委員会は独立の行政機関でございます。これを踏まえ、お示ししておりますとおり、本庁については、教育政策監理室外六課を設けるとともに、地域性に富んだ教育行政の推進を図るため、旧市町単位に事務局支所を設置することとしております。なお、市長部局同様に、実務にのった環境での執務が、実効的かつ効率的であるということから、山口総合支所の教育総務、学校教育、生涯学習、スポーツ振興課の各課につきましては、本庁兼務としております。なお、教育委員会におきましては、小中学校、図書館、その他教

育関連施設が多数ございますが、これらの関連施設につきましては、この組織による詳細な事務分掌の検討の中で配置していくこととなります。

また、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会につきましては、本庁に統合を基本としますが、必要に応じ、各総合支所に分室・出張所窓口等を設置し、併任または専任の職員を置き、当該事務を掌ることとしております。

なお、今回の報告する新市の行政組織及び機構は、これまでに検討した結果を中間的に取りまとめたものでございます。今後の積み残された事務事業の調整作業や関係機関との協議の中で、必要な見直しを行っていくこととなります。また、具体的な各課等の事務分掌及び人員配置については、最終的な事務事業の調整作業の中で、本庁と総合支所の調整機能の仕組み、総合支所の役割等の課題点を検討しながら、詳細な詰めを行っていくこととなります。

以上申し添えまして、報告を終わらせていただきます。

【合志議長】

ただ今、説明のありました、報告第13号「行政組織及び機構の取扱い」の中間報告について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

【千々松正直委員】

この行政組織及び機構図（案）の中でですね、一つお願いがありまして。徳地はですね、農林業が主な産業でございますが、この合併によりまして新市の地域別整備の方針の中で、徳地は自然と文化の発信エリアとして緑豊かな山林を始めとして恵まれた自然環境や景観を保全するとともに、農林業の一層の高度化を図ることがうたわれております。また、農林業、農山村資源を活用し地域全体で魅力ある里山を形成するという里山交流拠点づくりのプロジェクトの推進にあたることとなっております。

そうした中で、山林所有者が多く、また林産物生産を通じ、林務課と関係が多大であり、林務課の存在は必然性を感じるところでございます。元は普及所とか林業事務所がありましたけれども、また規模は違うと思うんですが、情報収集の拠点としてですね、農林家にとっても必要な課ではないかと思っております。また今後新市におきまして、財源の寄与も考える広大な町有林を所有してございまして、この適切な保育と経営管理が必要なことと思っております。

以上の地域の実情特性と今後のプロジェクトの推進にあたりまして、徳地の支所に林務課の設置を強く要望するところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【合志議長】

ご要望ということでございますね。

【井上一雄委員】

ただ今の私のところの委員から林務課の設置ということで要望があったわけではございますが、ちょうど続きになるので一言。先ほどから、行政組織及び機構の取扱いについて中間報告ということで縷々ご説明があったわけではございますが、徳地総合支所の課の設置ということで希望を申し上げてお聞きを願いたいと思います。

【資料1】によりますと、行政及び組織の機構図（案）を見てまいりますと、本庁総務部に倣う、それから総合支所について記載がされておりますが、徳地総合支所七課の配置を見てまいりますと、経済課設置と、こういうことだけでございますが、現状といたしましては、徳地町には経済課、林務耕地課の二課が設置されております。この徳地町の事務事業の推進を敢行いたしますときに、結論といたしましては徳地町には経済課、林務課の二課の設置が必要であるというふうに思っております。

まず必要だという理由につきましては、徳地町には非常に広域な山林があるということでございます。その中でも特に数字ははっきりしないんですが、直営林が3,200ヘクタール、その他に分収林等もある、というふうに思っております。それでこうした広大な山林を有しておる事務事業をこれから遂行していかなければならないということになってまいります。

それから2番目には農林業が非常に重要な産業であるということで、農林業を主軸とした今までの産業を目指し、林業経営等もしてきたわけでございます。また3番目には新市建設計画には、里山交流拠

点プロジェクトと位置づけてあります。その中に農林業、農村資源を活用した他地域との交流を促進するというのがございまして、徳地町にとってはこうした山々を、魅力ある里山を形成しなければならないということになっております。

会議資料におきましても、具体的な整備方針6ページでしたか、あったわけですが、こうした地域別の整備方針の実現を目指す、この中に記載されてあります。こうしたことからこれらを具現化するためにはですね、ぜひ徳地町に経済課、林務課の二課設置が必要であるというふうに思っておりますので、皆さん方のご理解をいただく中で、今後この中間報告を進めてまいられる中に織り込んでいただきたいというふうに強く要望して意見として申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

【合志議長】

要望、意見ということで受け止めさせていただきます。

【中川啓三委員】

10ページの4のところに総合支所長の権限というのがございますが、この中に9項目が記載されております。その5番目の所管区域に係る地域振興の予算の執行計画及び執行と7番の（仮称）まちづくり審議会の運営について一言申し上げたいと思っております。

5番目の所管区域に係る地域振興の予算の執行計画及び執行と、この7番目の（仮称）まちづくり審議会の運営は密接な関係があると思っております。これは第1回の協議会であったと思っておりますが、参考資料として（仮称）まちづくり審議会というのをいただきましたが、その中の組織の中でありましてけれども、権限について述べられております。一つは区域に代わる事務に関し諮問に応じ審議または必要と認める事項に意見を述べる。次に住民のまちづくりへの参画で総合支所が所管する地域の特性を踏まえた地域振興事項に関して審議提案をするとありますが、まずこれらを条例に明確に反映していただきたい。

また総合支所長の権限については、5番目にありました所管区域に係る地域振興の予算の執行計画及び執行を確実なものにするために権限の付与と審議会における住民参加の権限などですね、新市建設計画に予定される地域別の整備方針の実現を目指すために条例に明確に反映していただくよう要望するものでございます。以上でございます。

【合志議長】

はい。ご意見ご要望として受け止めさせていただきます。

【藤田義正委員】

中間報告でございますが、この行政組織及び機構図（案）に対しまして要望を申し上げます。基本的には合併後の事務事業の円滑化、または行政のスリム化について特別異論を唱えるものではございません。そこで、この合併について私が期待していたことと、実際今こう出ております中間報告のイメージについてですね、要望申すものでございます。

このことは新市に移行する段階ではですね、合併の目的達成のため、また住民サイドにおいて、住民のサービスを低下してはいけないということで、やむを得ない方策であると、移行時の段階というかそういう過渡期では適切な判断だと私は理解いたします。

私はですね、機能の内容について特に要望をいたします。報告されました本庁の部の設置でございますが、先ほど大変苦勞されて作られたということを知りました。そこで、7部制のことでございますが、この中で経済面についてのみ意見を申し上げさせていただきます。

これは経済部の内容を見ますとこの図案にありますように、山口総合支所との兼務ということで先ほど報告がございました。観光課、商工振興課、農業振興課、農業整備課、林務水産課、それと財産区事務所の五課一事務所の所管となっております。

これはですね、このことについて申し上げる前に一つ、機能の内容と部の構成とともに今のこの1市4町の全体像とをもう一度振り返りたいと思うんです。と申しますのは、小委員会だったと思っておりますが、氏永委員さんからですね、1市4町の総面積とか農地林野についていろいろご意見をいただきました。また改めてここで林野全体についてももう一度ここで申し上げても大変申し訳ないんですが、総面積は730.23平方キロメートルと、下関よりは若干大きゅうございます。19平方キロメートルくら

い大きいものと思っております。そしてまた農地に至りましてはですね、8,611.32ヘクタールでございますかね。こういう農地がございます。そしてまた山林におきましては、徳地町の8,000ヘクタールとも山口市の6,000ヘクタールということもいろいろありますけどね、総面積としては16,055.48ヘクタール、実に広大でございます。また、公有林は15,261.4ヘクタールと、実に大きな領地を要しております。

このことからいたしましてもね、これは1市4町の1次産業の振興というか、非常に重要であると私は位置づけております。建設計画の中にですね、都市核、地域核という絵面がございました。私はその絵面の中でね、一番大事なのはこの都市核を中心にして周りの地域核は繁栄しないと、実際この合併の成功はあり得ないのではないかとこのように思っております。

また1市4町の農業形態に関しましても、いろいろございます。本町徳地町におきましてもですね、棚田事業も始めております。また山口市においても、平坦な水田もございます。いろいろ農業形態というか、その形態に応じた緻密な親切な農政を推進する必要があると考えます。

林業におきましても今、目下後継者の育成等が強く求められております。委員の皆さん方もニュース等でよくご存知と思えますけれども、今、地球規模でも農林業、特に林業に関しましてもいろいろ提唱されております。一昨年ございましたが、身近な食に係ることでございますけれども、備長炭の生産が、これは和歌山でございましてけれどもね、これも今まで和歌山のものというイメージがありましたけれども、実際は中国から入っておったんですね。中国はもう輸入しないということを決めております。

そのようなことからしてね、今から林業の示す位置づけが非常に高いんじゃないかと思っております。それで特に先ほど千々松委員または井上委員からその農林について縷々説明がございましたので、そのへんはあえてここで申し上げません。どうかそのへんは、先ほど委員の皆さんお二人の意見を十分ご理解いただきたいと思えます。

また、商工業等の振興、観光の振興は非常に重要であります。いつも、私この席に臨んで思ったんですが、新山口駅を山口県都の玄関口とし企業の立地、また観光客の誘導、それほど限りないポテンシャルと申しましょうか、多くのポテンシャルを持っております。当然文化歴史伝統を踏まえた新しい山口県都の在り様というのは当然私も望むところでございます。また皆さん方も変わりはないと思えます。これらのことを実現するというか、観光施設とか開発が明示されているのは建設計画の中でもこれはできていると思えます。

このことから経済部においてですね、先ほど冒頭申しましたけれど、まったく異種の産業である事務部分を一括した部に私は、ちょっと疑問を感じるとともに、何か疑問が増大するんじゃないかなと思うわけでございます。そのためには商工業者、農林水産業者のそれぞれは自立できるというか親切的な市政の推進が私は求められるんじゃないかと思えます。それがあってこそ真の合併の成果であり一体感の醸成だと考えます。

ここでこの3月6日に発足します萩市でございますかね。これは、萩市の例をちょっと行政組織及び機構図案でお話しますとですね、6万の人口規模でございますけど、機能分担は農林部と水産部それに商工観光とこれに分割されております。このことをちょっと先ほど他の市の例ということで、織りませるということはこのことを私、言いたかったんでございます。この件につきましてはですね、いろいろご検討をいただきましてですね、この行政組織及び機構図(案)のさらなる充実というか、まとまりあることを特に希望いたしますものでございます。

以上、要望として縷々申し上げましたけれども、要望として申し上げます。

【合志議長】

はい。ありがとうございました。

【石田光一郎委員】

ただ今、徳地町の委員さんから多く、だいたい同じような観点に関してのご意見が続いたというように承っているんですけども。ちょっと客観的な意見として意見だけを申し上げさせていただきたいと思えます。私は、現徳地町さんに居を構えていないので、実態として認識不足のところも多くあると思

いますので、その点の失礼があつてはいけないとは思いますが、ですからあくまでも客観的な意見として申し上げさせていただきたいと思ひます。

まずこの合併の目的の一つに行政のスリム化というものがあると思ひます。人件費等含めてですね。その中で、どちらかというとな務局からあがつてきた、こういう組織図とかに対して私ども民間の委員などはですね、どちらかというとな削つていつていただきたいというふうな意見をすべき立場にあるというふうに考へています。やはり課を一つ作れば課長が一人余分にいるわけですから、その人件費も結構あるわけですね。そういった意味において、経済課の中でそういう林業の振興というものはカバーできないものだろうかというふうに考へるわけです。

徳地町さんの林業のウエイトが高いことはよく十分認識はできるんですけども、やはり行政は課をたくさん作れば作るだけ、とかく縦割り行政にもなりがちですし、林業が林業という観点だけで振興するのがいいのか、もしくは経済全体の流れの中で林業というものを捉えていくのがいいのか、こういうあたりの考へ方も必要になってくるのではないかなというふうに客観的には思ひます。

したがつて、経済課の中にそういう林業を振興する部分ということの表現があつても、別に林業課があつてはいけないというふうな、そういう意見を申し上げているのではないことは理解していただきたいんですけども、もっと効率のいいやり方があるのではないかなというふうに考へるということを意見として申し上げさせていただきたいと思ひます。以上です。

【合志議長】

はい。ありがとうございます。

【原田欣知委員】

今、徳地町の各委員さんからですね、いろいろとご意見があつたわけなんですけども、要望要望ということでみな終わつとるんですけどね。これはやっぱり事務局として考へ方なりあるんならね、やっぱりここで述べられとつたほうがいいんじゃないでしょうかね。要望ということになると済んでしまうと段々期待が膨らむわけですよ。だからそのへんのところも含めてね、叶えることなら叶えてあげちゃつたら喜ばれるかもわからんけど、今石田さんが言われたように、やっぱり行財政改革という意味合いもあるわけですから、合理化効率化ということですね、やはり目指しての合併ですからね、やっぱりそのへんのところを事務局、考へ方なければ話さなくてもいいですけど、あつたらひとつお願いします。

【井上一雄委員】

ちょっといいですか。

先ほど私のほうからも課の設置についてお願いをしたところでございますが、本来徳地町はですね。耕地課と林務課が以前あつたわけですね。それを行政改革によって現在林務耕地課に統一しておつたわけですね。そういうふうなかたちになって今回それが全然なくなるということになってまいつておりますので、そのへんもですね、やはり頭の中に置いていただきたい。早くそうした行政改革の中でスリム化するようにしてきているということも認識していただきたいと思つております。以上でございます。

【合志議長】

この行政組織・機構につきましては、いわゆる住民ニーズ、地域ニーズにんていく行政組織の在り方、それと行政改革という二つの面がありまして、今日出されましたご意見はご意見としてしっかり受け止めながら、あくまでも今日は中間報告でございますので、責任ある行政組織・機構の在り方をお示ししていききたいと思ひます。

最終的にはこれは、執行上の問題でありますので、事務局というよりも執行上の責任者であります首長会議、そういったところで最終的には確定していくこととなることはご理解賜りたいと思ひます。

【藤生副委員長】

すいません。先ほどからのいろんな話でありますけど、私どもも幹事会なりそれで議論の過程の中でですね、いわゆるそのような強い意見なり議論もあつたという報告は受けております。ただ、私の町の状況を言いますと、当秋徳町にも現在も経済課というのはないんです。農林水産課です。ちょうど徳地町と同じように農業、水産というのがメインでありますんで農林水産課という課で今現在はあります。

ただ、それを先ほどいみじくも石田さんがおっしゃいましたが、すべてを経済活動と捉えれば経済課というのも一つの方法かなど。その中に例えば係として林務とかいう係を置くというのも一つの方法。だからそういういろんな議論が今されている過程なんですね。だから今おっしゃった議論もしかりであります。原田委員がおっしゃってましたように要望したからもうすべてできるんだよというふうに思い込まれても困りますが、そういう議論が十分今されているということで、一つご理解いただけたらというふうに思っています。

【合志議長】

じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。

では続きまして、報告第14号「町名・字名の取扱い」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

それでは「町名・字名の取扱い」について、ご報告をさせていただきます。資料につきましては、会議資料の12ページから17ページまででございます。

会議資料の17ページのほうをご覧ください。「町名・字名の取扱い」につきましては昨年の9月11日、これも第1回の協議会でございますが、ここにおきまして、「1市4町の区域内の町・字の区域及び名称は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一町・字名については、当該地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。なお、現在の町名・字名に旧市町名を加えることについては、地域の実情及び住民の意見を踏まえ、旧市町名を残す方向で調整するものとする。」ということで確認されたところでございます。

引き続きまして資料の13ページのほうをご覧ください。この確認を受けまして、具体的な住所表示の方法について、各構成団体や関係機関と協議を行ったところ、新市の一体性の観点から統一したルールの下に調整を図るほうが良いとする、こういう意向が打ち出され、その後検討を重ね、お手元の会議資料に掲げておりますように「すべての市町において大字表示地域については、この大字を削除し、4町については、現行の町名を付加すること。」このことを基本とする住所表示の考え方が、昨年の10月末に打ち出されたところでございます。

これを受けまして、それぞれの市町において、自治会関係者や有識者等の意向を伺うとともに議会等への説明を行い、この住所表示を新市の表示の方法とすることで、各市町の考え方の一致を見たところでございます。

本日は資料といたしまして、現行と新市での表示の対照一覧表を用意しております。今後の町名・字名の手続きにつきましては、会議資料の17ページに掲げておりますように、地方自治法第260条の規定に基づき、変更の手続きを行うこととなりますが、新市における処分であることから、合併の日に市長職務執行者が町名・字名の変更の専決処分を行い、同日で告示することにより変更の効力が生じることとなります。その後、新市の最初の議会において専決処分の承認を求めることとなります。

なお、町名・字名の変更にあたりましては、各構成市町の広報誌及び私どもの協議会だよりその他関係メディア等を通して、住民等への周知及び法務局等の関係機関との連絡の徹底を図ることとしております。以上でございます。

【合志議長】

ただ今、説明がありました、報告第14号「町名・字名の取扱い」について、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にありませんですね。それではちょっと休憩をいたしたいと思っております。暫時休憩といたします。5分か10分くらいで再開いたします。

[午後2時55分～午後3時5分 休憩]

【合志議長】

それでは会議を再開いたします。

次に、会議次第の4「協議事項」に入ります。まず、協議第50号「平成17年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画(案)」と協議第51号「平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算(案)」につきまして、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【松永総務課長】

それでは、協議第50号の平成17年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画(案)と協議第51号の山口県央部1市4町合併協議会予算(案)につきまして、関連いたしますので、一括して説明させていただきます。会議資料は、19ページから、23ページまでとなります。

まずは平成17年度事業計画案につきましては、会議資料の20ページとなりますけれども、今年と同様、協議会等の開催及び情報提供及び啓発活動を中心に事業を行っていく予定としております。

(1) 会議の開催につきましては、協議会を5月19日、これはば・る・るプラザ山口を予定しております。それから8月25日、これは小郡町の公民館で、この2回の開催を予定しております。両日とも午後2時からの開始を予定しております。今後、合併までに事務事業一元化の詳細につきまして、部会及び分科会で具体的な調整が行われ、協議会に報告すべき事項も出てくると考えられることから、定期的に開催していくこととしております。なお、協議会に提出する議案等を事前に協議する幹事会、専門部会・分科会も併せて開催することとしております。また、前回の協議会で、新市における議員の報酬等について、速やかに報酬審議会等を開催し、報酬等を決定することとされたため、後ほど、協議を予定しておりますけれども、新市特別職報酬等審議会設置規程を定め、審議答申していくとするものでございます。

それから(2) 情報提供及び広報啓発活動の実施につきましては、これまでと同様に、協議会だより及びホームページ等により実施していくこととしております。なお、合併に伴います住所変更等の手続き、あるいは総合支所等で取扱いを行う事務等の周知、啓発につきましても、協議会だより等を通じて、図ってまいりたいとも考えております。

次に平成17年度予算案につきましては、会議資料の22ページとなります。先ほどの事業計画等を踏まえて、予算を計上しております。

まず歳入につきましては、構成団体負担金と預金利子を合わせまして8,888千円を計上するものでございます。歳出につきましては、総務費、総務管理費、会議運営費に、協議会及び報酬審議会の開催に係る報酬、費用弁償等の経費合わせて942千円を計上するものでございます。それから総務費、総務管理費、事務局運営費につきましては、事務局の運営に係る消耗品、通信運搬、コピーリース等の経費4,726千円を計上するものでございます。事業費、事業推進費、事業推進費につきましては、協議会だよりの発行等に要する経費2,720千円を計上するものでございます。予備費500千円を加えまして、歳出も合計で歳入と同じく8,888千円を計上するものでございます。

会議資料の23ページには、構成団体の負担金内訳をお示ししをしております。説明につきましては以上でございます。

【合志議長】

ただ今、説明のありました協議第50号「平成17年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画(案)」と協議第51号「平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算(案)」につきまして、ご意見ご質問があればお願いいたします。

(質疑なし)

【合志議長】

特にならぬようございましたら、協議第50号「平成17年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画（案）」と協議第51号「平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算（案）」につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【合志議長】

ありがとうございます。

続きまして、協議第52号「山口県央部1市4町合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規程（案）」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【松永総務課長】

昨年の9月の末に徳地町で開催いたしました「第2回協議会」におきまして、会長のほうから「議員の報酬につきましては、特別職の報酬等も含め審議会を設け、そこで審議をしていただく。審議会の設置時期につきましては、合併調印後、速やかに設置したい。」ということをお願いしたところでございます。このことを受けまして、当協議会におきまして「新市特別職報酬等審議会」を設置するものであります。

会議資料の25ページをお開きください。設置規程（案）の内容につきまして説明を申し上げます。まず第1条と第2条でございますけれども、合併協議会の議論を踏まえて検討するものでありますことから、設置の主体は合併協議会としております。協議会会長が審議会に対しまして、諮問をするものでございます。

第3条の委員でございますけれども、各市町から3人の計15人としたいと思っております。委員の選出につきましては、各市町から3名を推薦していただき、その3名の委員のうち1名につきましては、これまでの合併協議の内容をご存知の協議会の4号委員の中から推薦をお願いしたいと思っております。本日の協議会で、この審議会設置規程（案）が確認されましたら、直ちに各市町に委員推薦の依頼をお願いする予定にしております。

4条に委員長、それから5条に会議の関係、6条に関係者の出席の関係、それから第7条に委員の報酬及び費用弁償につきましては、協議会の規程に準じて、協議会委員同様に支払うこととしております。それから8条には庶務につきましては合併協議会事務局に置くこととしております。

それから審議の役割についてでございますけれども、26ページに参考としてお示ししておりますけれども、議会議員の報酬額と市長・助役・収入役・教育長の給料の額につきまして、審議をしていただく予定にしております。その他の特別職の報酬等につきましては、市長等の額をベースに、今後、部会等で検討していただくことにしております。また、この審議会は、新市発足時の報酬等の額に関して審議するものでございますけれども、議会議員につきましては、在任期間終了後の報酬額につきましても併せて審議することとなります。

それから、報酬等の決定までのスケジュールでございますけれども、26ページの下のほうにお示ししておりますけれども、本日の協議会において審議会の設置を確認いただきまして、2月24日付けで審議会の設置となりまして、2月下旬までに各市町から委員の推薦をいただきまして、3月上旬に委員を委嘱、そして会長から審議会に報酬等について諮問をいたします。3月から4月にかけて2回から3回の審議会を開催し、報酬等の審議をお願いすることになります。4月下旬に審議会から会長に答申をいただきまして、5月に首長会議を開催し答申内容を踏まえて報酬額の検討調整を行ってまいります。そして5月下旬開催の第5回合併協議会におきまして、答申内容の報告と報酬等の額の調整結果を報告することになります。その後10月1日に市長、職務執行者によりまして条例の専決処分をするというスケジュールでございます。説明につきましては以上でございます。

【合志議長】

ただ今、説明がありました協議第52号「山口県央部1市4町合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規程（案）」につきまして、ご意見ご質問があればお願いいたします。

【重田勝利委員】

審議会の設置の規程については了解をいたします。今後スケジュールに従いまして、暫時進められていくというふうに理解しているんですが、一つは決められた審議会に会長さんが諮問なさると、こういうことになるわけですが、おそらくこの中にはいろんなケースのものについて、既に各地区で決まった内容についてですね、お示しをする内容も当然出てくるだろうというふうに思っているわけですが、繰り返し過去の協議会の中で申し上げてきたんですが、新市の議員の報酬について結果的に大きな差別が生まれて動くというようなことだけは避けていただきたいというふうに申し上げておきたいと思いません。

協議会のそれ以降ですね、各地の法定協議会の結果について、インターネットのホームページ等で勉強させていただいたんですが、各地区それぞれですね、いろいろご苦勞なさって何とか本来は一つの市の市会議員の報酬というのは同一でなければならないんですが、合併特例法の特殊な状況があるということで、いろいろ頭を巡らせてですね、ご苦勞なさっているようですが、近くの久留米地区の状況が一番間近な問題なんで申し上げたいと思うんですが、ここも1市4町で合併がスタートするというような状況になっているようです。いろいろご苦勞なさったんですが、旧町議会の議員の皆さん方の扱いについてですね、さてどうしたものかということで、最終的にはですね、新市の議員さんの稼働日数がどうかと、いわゆる議会の仕事として働くその日数がどうかということを経準になさってですね、残念ですが旧市会議員と旧町会議員の2本立ての報酬を作られるような話を聞いておるんですが、旧町会議員さんの扱いについてはですね、稼働日数が約1.5倍になるということで、旧町議会の一番高いところの1.5倍を目安に準備を進められてきたというふうに聞いているわけですが、このように他にも全国的にですね、同一になさったところもあるしあるいは特に山口県下の各地区は、なぜかしら現行どおりというのが残念ですが多いようですが、このような状況がたくさんあります。

私が申し上げたいのはですね、山口県下の地区だけの資料を抜き出して諮問なさったら当然の結果としてですね、現状維持というような結果しか出ないというふうに思いますので、日本全国にはですね、いろいろ知恵を巡らせていろんな結果をつくっている状況があるというのをぜひ頭に入れられてですね、審議会の諮問にできればかけていただきたいということをおそらくこの種のことについて申し上げるのは最後になるだろうと思うんですが、ぜひそのことを意見として申し上げておきたいというふうに思います。以上です。

【合志議長】

他にご意見ご質問ございませんか。

【藤田義正委員】

今、重田委員さんから貴重な意見をいただきました。私は今この席で考えたんですが稼働日数1.5倍というようにございまして。これは民間でありますと職能効果とか実績効果とかいろいろな基準でですね、いろいろ段階を決めるわけでございます。ここで言われましたのは、実績をどのように評価していただくかということと言われたんでございましょうか。1.5倍というのは、稼働ということは、その任期があれば当然のこと出ているんじゃないですかね。問題があるところとかそういうところはかなり私は、そのような直接的なこと知りませんがね。かなり出ているところもあるんじゃないですかね。そのへんをどのように理解したらいいんでしょうか。いろいろ差があつて当然ですよ。

【合志議長】

稼働日数の解釈については、また聞いていただきたいと思ひます。ここで、だから…

【藤田義正委員】

そうでございますか。わかりました。了解いたしました。

【合志議長】

はい。他に。

【中野勉委員】

文言にこだわって恐縮なんですけど、第3条の第3項なんですけど、委員は解任されて終了すると書いてありますが、委員の任期は諮問に係る報告が終了したときまでとすると書きますと、任期の満了で用も終わるといふことになるといふことだと思いますので、用語としたらそのほうが柔らかかではないかと思いましたので念のため申し上げときます。

【合志議長】

もう一度、言っていただけませんか。

【中野勉委員】

諮問に係る報告が終了したときまでとすると。

【合志議長】

委員の任期をですか。

【中野勉委員】

はい。

【合志議長】

委員の任期は…

【中野勉委員】

諮問に係る報告が終了した時までとする。と

【合志議長】

同じことですよ。

【中野勉委員】

同じですが、それなら任期満了ですけれども、解任じゃあ下手すりゃあクビにされたということになります。

【合志議長】

はい。わかりました。この設置規程（案）の第3条の3項は、「委員の任期は諮問に係る報告が終了したときまでとする。」と、こういう文言に修正したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【合志議長】

はい。他に。それでは、特にならぬようございまして、協議第52号「山口県央部1市4町合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規程（案）」につきましては、ただ今修正したことを踏まえまして、原案を今申し上げましたように修正いたしまして確認いたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【合志議長】

はい。それでは、そのように確認させていただきます。

それでは、会議次第の5「その他」に入ります。何か、事務局からありますか。委員の皆様からはよろしいですか。それでは事務局からお願いします。

【松永総務課長】

それでは、次回の日程につきまして連絡いたします。次回、第5回の合併協議会は、事業計画の中でも説明いたしましたとおり、5月19日の木曜日、午後2時から開催をいたします。場所につきましては山口市の『ぱ・る・るプラザ山口』を予定をしております。開催1週間前に、開催通知及び会議資料を

送付したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

【合志議長】

それでは、本日の協議はすべて終了いたしました。どうもお疲れでございました。

[午後3時25分 閉会]

会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

署 名 委 員 山 田 好 男

署 名 委 員 中 野 勉